

農耕作業用自動車等（小型特殊自動車） を所有している皆さまへ

小型特殊自動車に該当する農耕作業用自動車※は、軽自動車税（種別割）の申告が必要です。

※ 乗用装置があり、最高時速35km未満のトラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車などをいいます。詳しくは裏面をご覧ください。

該当する車両を取得した人、ナンバープレートが付いていない車両を所有している人は申告が必要です。

※ 正当な理由がなく申告をしなかった場合「過料（10万円以下）」が科せられます。（市税条例第88条）。

○手続き先

- ・浜田市役所税務課もしくは各支所市民福祉課



○申告に必要なもの

- ・販売証明書（販売店の押印、メーカー名、車体番号の記載があるもの。）

※ 古い車両等で販売証明書がない場合は、メーカー名、車台番号（製造番号）の記載がある部分の写真を撮って窓口にお越してください。

※ 大型特殊自動車の場合は中国運輸局島根運輸支局へお問い合わせください

Q&A

Q1	公道を走らないのに、ナンバープレートを取り付ける必要がありますか。
A1	軽自動車税は、所有していることに基づいて課税されます。公道走行の有無とは無関係ですので、所有している場合は必ず申告をして、ナンバープレートを取り付けてください。 ただし、けん引式農作業機（農耕作業用トレーラ）は公道を走行する場合に申告が必要になります。
Q2	小型特殊自動車には、どのような車両がありますか。
A2	農耕用トラクタ、コンバイン等が該当します。詳しくは裏面をご覧ください。
Q3	農耕作業用小型特殊自動車の税率はいくらですか。
A3	年額2,000円です。

○お問い合わせ先：浜田市 税務課 税制係（TEL：0855-25-9230）

特殊自動車について

○特殊自動車とは??

特殊自動車とは、道路運送車両法施行規則（別表第1）に掲げる車両で、農耕作業用とその他に分類されます。

種類	車両	最高速度	自動車の大きさ			税額
農耕作業用	<ul style="list-style-type: none"> ・農耕トラクタ ・コンバイン ・田植え機（乗用） ・農業用薬剤散布車 ・刈取脱穀作業車 ・農耕作業用トレーラなど 	35 km/h 未満	制限なし			2,000 円/年
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・フォーク・リフト ・ショベル・ローダ ・タイヤ・ローラ ・ロード・ローラなど 	15 km/h 以下	長さ	幅	高さ	5,900 円/年
			4.7m 以下	1.7m 以下	2.8m 以下	

最高速度・大きさの制限を1つでも超える場合は、大型特殊自動車となり、償却資産の申告が必要です（固定資産税がかかります）。

農耕作業用 <u>小型</u> 特殊自動車	農耕作業用 <u>大型</u> 特殊自動車
	
軽自動車税（種別割）の申告が必要	償却資産の申告が必要



※ 車両の購入代金は減価償却費として、また、納付された税金は租税公課として、法人税及び個人所得税の収支計算上必要経費に計上することができます。



○お問い合わせ先：浜田市 税務課 税制係（TEL：0855-25-9230）